

○赤磐市地球温暖化対策実行計画推進協議会設置要綱

令和6年7月1日

告示第78号

(設置)

第1条 赤磐市における地球温暖化対策を推進するに当たり、第2条各号に掲げる事項について検討するため、必要があるときは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、赤磐市地球温暖化対策実行計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 法第21条に規定する地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 実行計画に定める施策の推進に関すること。
- (3) 法第22条の2第1項に規定する協議に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実行計画の実施に関し必要と認められる事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、法第22条第2項に定める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初の会議は市長が招集する。

- 2 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 3 緊急の必要があり会議を招集する暇がないときその他やむを得ない理由のあるときは、委員に書面を送付し審議することで会議に代えることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。